



# 宮 崎 県 公 報

平成30年11月12日 (月曜日) 第 3046 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁
○県税の期限の延長の期日の指定…………… (税務課) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (福祉保健課) 1	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 ( “ ” ) 2	
○国定公園の特別地域において行われる行為に係る許可の基準の特例…………… (自然環境課) 2	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (2件) (建築住宅課) 2	
<b>公 告</b>	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 2	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 2	
<b>病院局公告</b>	
○落札者等の公告…………… 3	
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3	
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 4	
○資金管理団体の異動の届出…………… 4	

## 告 示

### 宮崎県告示第 863号

平成30年宮崎県告示第 643号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについては、平成30年12月25日とする。

平成30年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定地域	
都道府県名	市町村名
岡山県	倉敷市真備町

### 宮崎県告示第 864号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	所在地	
株式会社エ ンドレス	宮崎市高岡 町内山3679 番地2	野尻湖の里 デイサービ ス	小林市野尻 町三ヶ野山 2180-11	平成30年 9月1日
社会福祉法 人高千穂天 寿会	西臼杵郡高 千穂町大字 上野17番地	グループホ ーム寿久の 里	西臼杵郡日 之影町大字 七折1850- 1	平成30年 11月1日

### 宮崎県告示第 865号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
宮崎県立延岡病院	延岡市	耳鼻咽喉科	平成30年 11月1日
エルブルース薬局	小林市	薬局	平成30年 11月1日
たんぼば薬局	高鍋町	薬局	平成30年 11月1日

宮崎県告示第866号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
エルブール薬局	小林市	薬局	平成30年11月1日
まなべる薬局しんびゅう店	宮崎市	薬局	平成30年11月1日
一般財団法人弘潤会 訪問看護ステーションみつば	宮崎市	訪問看護	平成30年11月1日

宮崎県告示第867号

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）第11条第36項の規定に基づき、宮崎市青島地区のうち日南海岸国定公園の特別地域内において行われる行為に係る許可の基準の特例を次のように定め、平成30年11月12日から施行する。

特例を適用する地域を表示した図面は、宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎市役所において一般の縦覧に供する。

なお、国定公園の特別地域内において行われる行為に係る許可の基準の特例（平成22年宮崎県告示第458号）は、廃止する。

平成30年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎市青島地区のうち日南海岸国定公園の特別地域内において行われる規則第11条第4項本文、第5項本文又は第6項本文に規定する行為に係る自然公園法（昭和36年法律第161号）第20条第4項の環境省令で定める基準は、規則第11条第1項第2号から第5号まで、同条第4項第7号及び第11号並びに同条第6項第1号の規定の例によるほか、建築物の敷地の範囲が明らかであることとする。ただし、規則第11条第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

宮崎県告示第868号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要（メートル）		指定年月日
			幅員	延長	
(小林)30-3	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武寛	小林市細野字八反 4535番34	6.00 ～ 6.03	21.94	平成30年10月25日

宮崎県告示第869号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要（メートル）		指定年月日
			幅員	延長	
(高鍋)30-2	株式会社 ビズ代表 取締役横 田直樹	児湯郡高鍋町大字 北高鍋字道具小路 1174番99、1174番 9の一部	4.11	26.86	平成30年10月30日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第7491号	有限会社永友建設	永友 義人	宮崎県児湯郡都農町大字川北19545	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業法第29条第1項第2号該当	平成30年11月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成30年11月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東諸県郡国富町大字塚原字東原610番7	国富町大字木脇1417番地9原 浩二

## 病院局公告

## 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年11月12日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
X線血管造影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立延岡病院医事・経営企画課財務担当  
延岡市新小路2丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日  
平成30年9月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
アイティーアイ株式会社延岡営業所  
延岡市大貫町2丁目1300番地2
- 5 落札金額  
113,918,400円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年8月2日

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年9月3日現在次のとおりである。

平成30年11月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,406人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,033人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年9月3日現在次のとおりである。

平成30年11月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎市選挙区	110,959人
都城市選挙区	45,539人
延岡市選挙区	34,703人
日南市選挙区	15,231人
小林市・西諸県郡選挙区	15,593人
日向市選挙区	17,091人
串間市選挙区	5,321人
西都市・西米良村選挙区	8,982人
えびの市選挙区	5,610人
北諸県郡選挙区	6,869人
東諸県郡選挙区	7,624人
児湯郡選挙区	19,416人
東臼杵郡選挙区	8,007人
西臼杵郡選挙区	5,814人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年10月8日現在次のとおりである。

平成30年11月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,406人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,033人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年10月8日現在次のとおりである。

平成30年11月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

西臼杵郡選挙区 5,812人

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 設立届

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤まさひろ後援会	佐 藤 雅 洋	佐 藤 陽 子	西臼杵郡高千穂町大字三田井 803番地 2	平成30年 9 月 7 日
雅な日本を守る会	佐 藤 雅 洋	佐 藤 陽 子	西臼杵郡高千穂町大字三田井 803番地 2	平成30年 9 月 7 日
古川誠後援会	古 川 清 永	税 田 洋 美	児湯郡高鍋町大字北高鍋4720番地 6	平成30年 9 月 14 日
くすのき会	黒 木 健 二	疋 田 康	宮崎市恒久 3 - 30 - 11	平成30年 9 月 25 日
田中よしもと後援会	尾 崎 敏 弘	森 塚 実	児湯郡高鍋町大字高鍋町 809 - 1	平成30年 10 月 4 日
いのはなさとし後援会	増 田 卓 朗	矢 野 正 道	延岡市伊達町 1 丁目 17 - 8	平成30年 10 月 5 日
杉尾まきこ後援会	杉 尾 麻 起 子	松 本 さ や か	日南市大字吉野方 1684 番地 4	平成30年 10 月 10 日
大神ひろし後援会	大 神 博	大 神 博	宮崎市学園木花台南 3 丁目 28 - 13	平成30年 10 月 12 日
温水よしあき後援会	石 山 憲 光	福 留 宜 文	西諸県郡高原町大字後川内 4849 番地 42	平成30年 10 月 30 日

2 異動届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
戸高清次後援会（清友会）	佐 藤 高 則	政 治 団 体 の 名 称	戸高清次後援会（清友会）	清友会	平成30年 10月22日
		会 計 責 任 者	桐 木 敏 隆	松 川 剛	

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
浜中たけのり後援会	濱 上 貢	平成30年 10 月 11 日

宮崎県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の異動の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の 名称	異 動 事 項	新	旧	異動年月 日
伊 東 芳 郎	東 南 起 風 会	主たる事務所の所在地	宮崎市大字恒久 961番地	宮崎市宮田町13-8 田崎ビル1階西	平成29年 10月12日
伊 東 芳 郎	東 南 起 風 会	主たる事務所の所在地	宮崎市橘通西1-3-4	宮崎市大字恒久 961番地	平成30年 2月16日
伊 東 芳 郎	東 南 起 風 会	主たる事務所の所在地	宮崎市月見ヶ丘2-37-10	宮崎市橘通西1-3-4	平成30年 8月15日

--	--